

障がいのある人への虐待に関するご相談・通報・届出は

# 伊丹市障害者虐待防止センター

## 平成24年10月施行の 『障害者虐待防止法』

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐための法律です。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

### 虐待に気づいたら すみやかに通報を

障がい者虐待に気づいた人には、センターの担当窓口などへの通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。

#### 伊丹市障害者虐待防止センター

日中（午前9時～午後5時30分）

伊丹市役所 障害福祉課

TEL：072-784-8032

FAX：072-777 0294

休日・夜間（午後5時30分～午前9時）

伊丹市役所 守衛室

TEL：072-784-8181

FAX：072-777 0294（受付のみ）



#### 通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でもかまいません。

伊丹市

## 3種類の障害者虐待

### 養護者による 障がい者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人などによる虐待のことです。

### 障害者福祉施設 従事者による虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。

### 使用者による 障がい者虐待

障がい者を雇用している事業主などによる虐待のことです。

## 障害者虐待の例

### 身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

平手打ちする 殴る 蹴る  
つねる 縛りつける  
閉じ込める 不要な薬を飲ませる など

### 性的虐待

障がい者に無理やり（または同意とみせかけ）わいせつなことをしたりさせること。

性交 性器への接触 裸にする キスをする  
わいせつな話をする、映像を見せる など

### 心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、障がい者の心を傷つけること。

怒鳴る ののしる 悪口を言う 仲間に入れない  
子どもあつかいする わざと無視する など

### 放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

十分な食事を与えない 不潔な住環境で生活させる  
必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

### 経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

年金や賃金を渡さない 勝手に財産や預貯金を使う  
日常生活に必要な金銭を与えない など

### ～絶対にあってはならない障がい者への虐待～

特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。虐待している人に、虐待をしている認識がない場合があります。虐待されている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります

### ～「虐待される人」「虐待してしまう人」の両方を救うために～

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。

STOP  
障がい者虐待